

# 規制の事前評価書

法令案の名称：都市計画法施行令等の一部を改正する政令案

規制の名称：活動火山対策特別措置法第6条の義務の対象となる施設の見直し（活動火山対策特別措置法施行令第1条の改正）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

評価実施時期：令和7年3月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- ・活動火山対策特別措置法施行令第1条第2項第1号を改正し、市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、その名称及び所在地の記載が求められる施設に、児童福祉法第7条第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・令和6年6月、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するために、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設等を内容とする、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が成立した。
- ・改正法において、児童福祉法に基づく事業として、乳児及び満3歳未満の幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助を行う事業である「乳児等通園支援事業」が創設されたところ（改正法による改正後の同法第6条の3第23項）、乳児等通園支援事業を実施する施設の安全性等の確保に関する規定を整備する必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

火山現象の発生時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設のうち、社会福祉施設等主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）については、市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、その名称及び所在地を記載する必要があるところ、避難困難者の利用が想定される乳児等通園支援事業を行う施設を対象に含めることとする。

避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに避難訓練を実施しなければならない。避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練に参加しなければならない。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

### ＜その他の規制手段の検討状況＞

検討した  検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・今回の拡充の対象となる規制は、利用者である乳幼児の安全確保等のため、既に家庭保育事業等を行う施設を対象として措置されている規制について、当該事業等と同様の性質を有する乳児等通園支援事業を行う施設をその対象に追加するものである。規制の目的、必要性等についても既存の規制の対象施設と異なるところがないことから、既存の規制と異なる規制手段は検討しなかった。

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

乳児等通園支援事業は令和7年4月1日より開始される事業であり、また、当該事業を実施する場合にあっても、新たな施設を整備せず、保育所等の既存の規制の対象となる施設内で実施されることが基本であることが想定される。このため、今般拡充する規制の対象となる、当該事業を単独で実施する施設の新規整備が今後どの程度現れるのかについては、現時点では把握することは困難であり、かつ、極めて少数であることが想定されるが、各規制の効果は以下のとおりである。

- ・乳児等通園支援事業を行う施設を市町村市域防災計画に記載する必要がある施設とすることにより、火山災害警戒地域内の当該施設について、火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成するとともに、避難訓練を行うことを義務づけること等により、乳幼児等の円滑かつ迅速な避難が可能となり、生命又は身体の保護が図られるという効果がある。ただし、上述のとおり、現時点では把握することは困難であるため、事後評価を作成するまでに、乳児等支援事業を行う施設への聞き取り調査等により、効果について定量化を試みる。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### ＜遵守費用＞

- ・遵守費用として、乳児等通園支援事業を行う施設に係る避難確保計画を作成するための費用や、避難訓練を行うための費用が発生すると想定されるが、当該建築物の構造や規模等により必要となる費用は異なることから、事後評価書を作成するまでに、乳児等通園支援事業を行う施設への聞き取り調査等により、計画の作成や訓練に要した費用について、定量化を試みる。

#### ＜行政費用＞

- ・当該規制に係る行政費用として、市町村防災計画を作成するための費用、避難促進施設が作成する避難確保計画の審査のための費用、避難訓練実施・参加の確認のための費用、乳児等通園支援事業を行う施設の所有者等に対する行政指導に要する費用等が発生する。市町村防災計画については新たに作成を求めるものではないため、発生する費用は軽微であると想定される。他方、避難確保計画の審査のための費用、避難訓練実施・参加のための費用、行政指導に要する費用は、現時点においては、当該事業を単独で実施する施設がどの程度現れるのか把握することが困難であるため、定量的に把握することは困難である。事後評価書を作成するまでに、自治体への聞き取り調査等により、行政指導に要する費用等について、定量化を試みる。

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

(具体の理由： )

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

特になし

### <関連する会合の名称、開催日>

—

### <関連する会合の議事録の公表>

—

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制案については、本政令案の施行から5年後（令和12年）に事後評価を実施する。